

# 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱に係る留意事項

## 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種

機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者で

ない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害す

ることを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、

不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇す

る取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の

提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために

必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、

不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこ

とである点に留意する必要がある。

本留意事項において、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合で

あっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律

第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できる限り取り組むことが望まれることを意味する(以下同じ)。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。区においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生防止等)及び区の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在し

ないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されて

いる具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

#### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

ア 障害を理由に窓口対応を拒否する。

イ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。

ウ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

エ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

オ 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、

来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がない

にもかかわらず、付き添い者の同行を拒む。

### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

#### 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、

「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的

自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び

調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した

又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その

じ む また じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ げん しゃかいてき  
事務又は事業を行 うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的

しょうへき じよきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい じっし  
障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に

ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよ

しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ごうりてきはいりよ おこな もと  
う、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行 うことを求めている。

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん しゃかい  
合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会

さまざま しょうへき そうたい しょう しゃかい  
における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデ

かんが かつた ふ しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
ル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとなら

しょうがいしゃ ここ ばめん ひつよう しゃかいてきしょうへき じよきよ  
ないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するた

ひつよう ごうりてき とりくみ じっし ともな ふたん かじゅう  
めの必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

ごうりてきはいりよ く じ む また じぎょう もくてき ないよう き の う て ひつよう ほんい  
合理的配慮は、区の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲

ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょうがいしゃ もの ひかく  
で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において

どうとう きかい ていきょう う じ む また じぎょう もくてき ないよう  
同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・

き の う ほんしつてき へんこう およ りゅうい ひつよう  
機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 ごうりてきはいりよ しょうがい とくせい しゃかいてきしょうへき じよきよ もと ぐたいてきばめん  
合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか どうがいしょうがいしゃ げん  
状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に

お じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき じよきよ しゅだんおよ ほうほう  
置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、

だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かつた かつた ようそ こうりよ だいたい そ ち せんたく  
「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択

ふく そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき ほんい  
も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、

じゅうなん たいおう じゅうりてきはいりょ ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかい  
柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会

じょうせい へんかとう おう か う じゅうりてきはいりょ ていきょう あ  
情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、

しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりょ  
障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

じゅうりてきはいりょ ひつよう しょうがいしゃ たすう み こ ばあい しょうがいしゃ  
なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との

かんけいせい ちょうき ばあいとう つ ど じゅうりてきはいりょ べつ こうじゅつ  
関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する

かんきょう せいび こうりょ い ちゅう ちょうきてき さくげん こうりつか  
環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につ

てん じゅうよう  
ながる点は重要である。

### 3 い し ひょうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じよきよ かん 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する

はいりょ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ かくだい  
配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大

も じ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ どう あいず しょうかく い し でんたつ  
文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、

しょうがいしゃ たにん ほか さい ひつよう しゅだん つうやく かい  
障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを

ふく つた  
含む。）により伝えられる。

しょうがいしゃ い し ひょうめい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほうたつしょうがい  
また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を

ふく どう ほんにん い し ひょうめい こんなん ばあい しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ  
含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、

ほうていだいにんとう しえん もの ほんにん ほさ おこな い し  
法定代理人等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の

ひょうめい ふく  
表明も含む。

い し ひょうめい こんなん しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいにんとう  
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を

ともな ばあい い し ひょうめい ばあい どうがいしょうがいしゃ しゃかいてき  
伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的

しょうへき じよきよ ひつよう めいはく ばあい ほう しゅし かんが  
障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、

とうがいしょうがいしゃ たい てきせつ おも はいりよ ていあん けんせつてきたいわ  
当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を

はたら じしゅてき とりくみ つと のぞ  
働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

#### 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物の

か かいじよしゃとう じんてきしえん じょうほう こうじょうとう かんきょう  
バリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の

せいび きそ こ こ しょうがいしゃ たい じょうきょう おう こべつ じっし  
整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施され

そち かくぼめん かんきょう せいび じょうきょう ごうりてき  
る措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的

はいりよ ないよう こと しょうがい じょうたいとう へんか  
配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、

とく しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあいとう ていきょう ごうりてきはいりよ  
特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について

てきぎ みなお おこな じゅうよう  
て、適宜、見直しを行うことが重要である。

#### 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく  
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして

ほう しゅし そこ こべつ じあん い か ようそとう こうりよ ぐたいてきぼめん  
法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や

じょうきょう おう そうごうてき きやくかんてき ほんだん ひつよう しょくいん かじゅう ふたん  
状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に

あ ほんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい りかい え  
当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう

つと のぞ  
努めることが望ましい。

#### 1 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゆつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく  
2 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

ひよう ふたん ていど  
3 費用・負担の程度

だい ごうりてきはいりよ ぐたいれい  
第6 合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう  
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ

こべつせい たか はいりよ ほんにん いし かくにん うえ てきせつ  
個別性の高いものである。プライバシーに配慮し、本人の意思を確認した上で適切な

はいりよ ていきょう ひつよう ぐたいれい つぎ  
配慮を提供することが必要である。具体例としては、次のようなものがある。

きさい ぐたいれい だい しめ かじゆう ふたん せんざい ぜんてい  
なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提

としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに

かぎ りゅうい ひつよう  
限られるものではないことに留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ あ う ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい  
1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

だんさ ばあい くるまいすりようしゃ あ とう ほじょ けいたい  
ア 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロ  
ープを渡すなどする。

はいかだな たか ところ お としよ ぼんふれつとどう と わた としよ  
イ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡す。図書やパン  
フレット等の位置を分かりやすく伝える。

しせつりようとう あ しょうがいしゃ ようぼうとう おう もくてき ばしょ  
ウ 施設利用等に当たり、障害者からの要望等に応じ、目的の場所まで

つ そ あんない さい しょうがいしゃ ほこうそくど あ そくど ある  
付き添って案内をする。その際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩き、

ぜんご さゆう きょり いちど しょうがいしゃ きぼう き  
前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。

エ 障害しょうがいの特性とくせいにより、頻繁ひんぱんに離席りせきの必要ひつようがある場合に、会場ばあいの座席位置かいじょう ざせき いち とびらを扉ふきん付近ふきんにする。

オ 疲労ひろうを感じやすい障害者かんから休憩しょうがいしゃ きゅうけいの申出もうしでがあった場合、施設ばあいの状況しせつ じょうきょうに応おうじて休憩きゅうけいスペースや椅子いすを提供ていきょうする。

カ 不随意運動等ふずいいうんどうとうにより書類等しよるいとうを押さえることが難しい障害者おに対し、職員むずか しょうがいしゃ たい しょくいんが書類しよるいを押さえる、又はバインダー等お また など こていきぐ ていきょうの固定器具ていきょうを提供する。

キ 災害さいがいや事故じ こが発生はっせいした際、館内放送さい かんないほうそうで避難情報等ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう きの緊急情報きんきゅうじょうほうを聞くことが難しい聴覚障害者むずか ちょうかくしょうがいしゃ たいに対し、電光掲示板でんこうけいじばん、手書きボード等て が どうもち わを用いて、分かりやすく案内あんないし誘導ゆうどうする。

## 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

ア 筆談ひつだん、読み上げよ あ、手話しゅわ、要約筆記ようやくひっき、点字てんじ、拡大文字かくだいもじ、手書き文字て が もじ て（手のひらに文字もじを書いて伝える方法か つた ほうほう どう）等のコミュニケーション手段しゅだんもちを用いて説明等せつめいどう おこなを行う。

イ 会議資料等かいぎしりょうなどについて、点字てんじ、拡大文字等かくだいもじなどで作成する際に、各々の資料さくせい さい おのおの しりょうでページ番号等ばんごうなどが異なりうることに留意りゆういする。

ウ 印刷物の作成に当たっては、港区カラーバリアフリー・ガイドラインみなとくもとに基づき、配色はいしよくやデザインくふうを工夫おおし、なるべく大きな文字もじを使用しょうする。

エ 視覚障害者しかくしょうがいしゃに資料等しりょうとうを提供する際、読み上げソフトていきょうに対応できるよう電子デさい よ あ たいおう でんし

一タ (テキスト形式) を用いる。

オ 問合せ先には、電話番号だけでなく、ファックス番号を併記する。また、申出

に応じ、ファックスや電話など多様な媒体により情報提供や利用受付等を

おこな  
行 う。

カ 通常口頭で行っている案内等の内容を紙にメモをして渡す。その際、なじみ

のない外来語は避け、漢数字は用いない。また、時刻は24時間表記ではなく12

時間表記を用いる。ルビを付与した文字の使用や分かち書き(文を書くとき、語

と語の間に空白を置く書き方)をする。

キ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示し、分かりやすく伝達す

る。本人の依頼がある場合は、代読や代筆といった配慮を行う。

ク サービスの説明等に当たり、一度に複数の内容を伝えるのではなく、ゆっくり、

丁寧に、繰り返し説明する。また、抽象的な表現は避け、具体的な言葉を用い

て説明する。

ケ 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションポ

ード等を活用して意思を確認する。

コ 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いず

に具体的に説明する。

サ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚

しょうがい ひと ちてきしょうがい も ひと たい てもとしりょう おく しつぎ  
に障害のある人や知的障害を持つ人に対して、手元資料のページ送りや質疑

おうとう さい じゅんぴ じかん ていねい しんこう ところ  
応答などの際に準備をする時間をとるなど、ゆっくり、丁寧な進行を心がける。

シ しかくしょうがいしゃ せつめい さい など ゆびさ  
視覚障害者に説明する際、「それ」「あれ」「こっち」「このくらい」等の指差し

ひょうげん し じ だいめいし ひょうげん しょうめん おお とう  
表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」等、

ぐたいてき せつめい  
具体的に説明する。

ス ふとくていたすう くみんなど さんか こうえんかいとう しゅわつうやく ようやくひつき はいち  
不特定多数の区民等が参加する講演会等に手話通訳や要約筆記を配置する。ま

た、じき はいち かいじょう しょう また けいこうしき じき ようい  
磁気ループが配置されている会場を使用し、又は携帯式の磁気ループを用意

かいじょう はいち  
して会場に配置する。

### 3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

ア じゅんばん ま にがて しょうがいしゃ たい しゅうい もの りかい え うえ てつづ  
順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き

じゅん い か  
順を入れ替える。

イ た れつ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい もの りかい え うえ とうがい  
立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該

しょうがいしゃ じゅんばん く べっしつ せき ようい  
障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

ウ まどぐち ふくすう ばあい ほんにん しょくいん いどう おな まどぐち たいおう  
窓口が複数ある場合には、本人ではなく、職員が移動し、同じ窓口で対応す  
る。

エ ひろう かん しょうがいしゃ たい い す あんない うえ  
疲労を感じやすい障害者に対し、椅子のあるところに案内をした上で、そち

で む ようけん き  
らに出向いて用件を聞く。

オ しゅわつうやくしゃ ばんしょう み いち ざせき かくほ  
スクリーン、手話通訳者、板書等が見やすい位置に座席を確保するとともに、

てきど あか かくほ もじ つうやくとう み はいりよ  
適度な明るさを確保するなど、文字や通訳等の見やすさに配慮する。

しせつりようとう あ いどう こんなん しょうがいしゃ たい はや にゅうたいじょう あんない  
カ 施設利用等に当たり、移動に困難のある障害者に対し、早めに入退場の案内

くるまいす しょう しょうがいしゃ きぼう おう き くるまいすよう  
をする。また、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用

いがい きやくせき しょう  
以外の客席も使用できるようにする。

しやりようじょうこうぼしょ しせつでいりぐち ちか ぼしょ へんこう  
キ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

く ゆう しせつ しきちない ちゅうしゃじょうとう しょうがいしゃ らいちょう たすう  
ク 区が有する施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数

み こ ばあい つうじょう しょうがいしゃせんよう くかく しょうがいしゃせんよう くかく  
見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に

へんこう  
変更する。

たにん せつしよく たにんずう なか きんちょうとう ふずいいい はつせいとう  
ケ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意の発声等

ばあい とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しせつ じょうきょう おう べつしつ じゅんぴ  
がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。

ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつかい かいぎとう じょうほうかんり かかわ たんぼ  
コ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が

え ぜんてい しょうがい いいん りかい えんじよ もの どうせき みと  
得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

## だい 7 がっこうとう じ むまた じぎょう おこな ばあい はいりよ じこう 第7 学校等の事務又は事業を行う場合における配慮すべき事項

みなとくりつようち えん しょうがっこうおよ ちゅうがっこう い か がっこうとう じ むまた じぎょう  
1 港区立幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)の事務又は事業

おこな ばあい しょうくいん みなとくりつがっこうしょうくいん しょうがい りゆう さべつ かいしょう  
を行う場合において、職員は港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん ようこうおよ みなとくりつがっこうしょうくいん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
推進に関する要綱及び港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に

かん ようこう かかわ りゆういじこう りゆうい  
関する要綱に係る留意事項に留意するものとする。

いたく じぎょうしゃまた していかんりしゃ たしょうくいんがい もの がっこうとう じ むまた じぎょう おこな  
2 委託事業者又は指定管理者その他職員以外の者が学校等の事務又は事業を行うと

きは、その事務又は事業に従事する者が港区学校職員の障害を理由とする差別の

解消の推進に関する要綱及び港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の

推進に関する要綱に係る留意事項を踏まえた適切な対応を行うために必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この留意事項は、平成28年4月1日から施行する。